

＜車種ごとの取扱窓口＞

車種		取扱い窓口		
		北海道 運輸局	軽自動車 検査協会	むかわ町 税務グループ 窓口
原動機付自転車	一般原付（50cc以下または0.6kW以下）	×	×	○
	特定原付（0.6kW以下）	×	×	○
	50cc超90cc以下または0.6kW超0.8kW以下	×	×	○
	90cc超125cc以下または0.8kW超1.0kW以下	×	×	○
	ミニカー（三輪以上の特定小型原動機付自転車等を除く）※	×	×	○
軽自動車	三輪、四輪	×	○	×
	二輪（125cc超250cc以下）	○	×	×
	二輪のトレーラー（一定の規格以下のもの）	○	×	×
	雪上車	○	×	×
二輪の小型自動車	250cc超	○	×	×
小型特殊自動車	農耕用	×	×	○
	その他	×	×	○

※ ミニカーとは、三輪以上のもので総排気量が20cc超で50cc以下または定格出力が0.25kw超で0.6kw以下の原動機付自転車をいいます。

※ 特定小型原動機付自転車（電動キックボードなど）とは、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、以下の要件すべてに該当するものです。

原動機の定格出力が0.60キロワット以下であること
長さ1.9メートル以下で、幅0.6メートル以下であること
最高速度が20キロメートル毎時以下であること

※ 上記の基準を満たさないものは、形状が電動キックボード等であっても、特定小型原動機付自転車には該当しません。

※ 販売証明書または譲渡証明書から特定小型原動機付自転車と判断できない場合は、要件を満たすことがわかる書類・パンフレットなどをお持ちください。